鎌倉見聞志 三編

へ遠13
2475
56

へ遠13
2475
56

參議榮

議会見聞志巻之編抜き

一 三浦常忠法免出仕の事
　　附 泉小治部親忠浪諸の事

一 術源社中にて契約の事
　　附 安志法師家侍の事

論語会見字志卷之論指き

・浦一堂主法吉兄の事

芙蓉小法師紹平浪華の人

上なる人道を好み惡を憎み賞
罰正しく仁を行ふ時は国
安し道を捨ぶれども賞せざる事
を強るとも罰のきびしきを財を

自然と乱れ天下落ちあり
国々諸人あり家々乱れ
て世界を傾ふが如一国一郡の
政道といへども人を見い渇分
ていたんや天下の政道をみるわらはも
さぞ将軍実朝公仁徳無比
おろく嘆君よ南無もぬい
人倫をうらびぬ自然

と西明の出家法名ふ松浦自
害より尼君を以ての外罷を
胡比ふる有屯宮通りとく
年秀と清所国を乱らし
まば将軍出智国君とうぐらさま
年秀胡付ともよ罷せんと宣し
しうば年付神子の死をとるみ
内く尼君より中上清兎を報

見んと思ひしらるも尼君なる
業房殿の御味方にまゐらせてあ
るまとの殿に滝丸と申す稚くこゝに
入りてありしを源頼朝今度所
所の武士に仰せ道義師匠
弟海に流し給ひ強弼ばかりを
と米豆池殿に流しまゐらせる
夫将軍殿の感に思召れあ

つりのひ和田義盛神子義秀
が手よりけうくに聞居申しを
こゝも此度一族を召しうつ清盛の
強弼と流しめらるゝ事あれ
ば此功によりて義秀が罪をゆる
さるべきのうえ元よりの稚き罪
科切腹させんを忍の子のうち
姉聞も同前なるべし此義盛

と御有りまゝに并び其時心より悦び
申恐の由申しいろいろと申られば
御〳〵の面〳〵こゝろ和と云のおも
もき申ものゝ云よりてうり
で將軍申無者へと此事と御
出さされまゝに尼君も相付
が由るさらに申上ゝ
りふしこと申迷ふ後

て將軍廣元を命ぜられ其兵
と先許せられ其之初りこ浦の
一族出仕をべきを御後る廣
元則ち其旨の鎧を上後をとり
て右のゝりと迎ひまゝに其之
雖ども承知して一族中に觸出
しるを迷申徳とて清所まい
り申同見とゝ將軍より

[illegible]と迎へ給ひ給ふ[illegible]
[illegible]年[illegible]物語りとは称[illegible]
[illegible]ら[illegible]年[illegible]中[illegible]の事
関白の御[illegible]といひても諸士乃
別当の義を[illegible]ひ[illegible]
年[illegible]平定[illegible]
て御[illegible]
[illegible]年秀活[illegible]事

[illegible]関白まで[illegible]
条[illegible]
[illegible]感[illegible]
[illegible]年[illegible]
将[illegible]
[illegible]
[illegible]出[illegible]
[illegible]

さるとかきるものをおのづから移
澄せりさればこれ等の人々今爰
の事を知らず其付て源氏物語
國城の訪爰人と蓋げていう
りるる事何ともまつ此和田とつ
こゝに落さんとて決りしかば彼家の
御智をかつまりもるの命とおも
むき直諫るを宣く却て和田と

うらみいよ〳〵弓枝をり威を
あらそふ小御所を同く登んをり
御東人宋大夫角のゝ人を敬を
曾うる事ハ是を惜く時の権
威を猶事ハ行るを虎いるをのら
を安全を宣ををり家を法州
泉人泉小次郎新源平とふをの
有り力事をも人を神武名を名

の武さをり当時小豫乃権威
と国々へ聞ゆるが古
つより將軍なる人能基業をそ
き国郡を安んぜるといへども国
縁のことなれば威をふるひ難時は
ゆるすべき法なし恪恂のさ
ばかりし給ひて国郡を失ひ
名を失ひ和漢ともに笑しま

小豫乃形状軍の事をはかり
給ひ諸国郡の沈とるべし一西
の事をはかるべし四海の政事をは
ひろめふ武將の法令をはこ
ざる時々強勢まのはかりあるら
ん天下を治むる自ら忘れ
くは賊を誅して英將真の
の天下を安んぜん事大丈夫

志ゝ有りて自分の角
ゝんとおもふて當時清國の出
來人まで也小倉藩の藩士者
し論ともづく夷狄恩ゝ
見と爲し神州と見全也
居ゝまの國ゝの征人ホの中
忠義の士ゝとらんとよう
ゝ迫り如何ゝ國志士

士ゝ加ゝる所ゝ八一村次
所迫村義山次所ゝ高尾
次所宣長上國東平二第國ゝ
姉子古所宣長次男次所綱清
保ゝ次所友平第沢次所長
綱文子青葉四所時光國七所為
廣見ホゝる者國のゝもづく親
平ゝ一味ゝ小藩藩と須事

と兼合雪深き国じゝう祝
事ものゝもみおもちいとれしく
つ謀と企るといへどもこれ礼とこの
もてなしは天下の為君の為
滅を防ぐ忠を安全と欲ふい
ま小藩が指とつもりてせ
人の猜毒をうけられもと怪ま
さんや丈夫の面目を掛る事と

思ふのゝあんとしてあるべき
ようなり名ゝ忠義ゝ一命と
投げ心を責て決異とめぐり
の人事の節操ゝ見るべる
大功なるゝ中ゝ時勢ゝ
事ゝと遂ひて死をもる忠
義なるはいふまでもやれ
ば義山沢所ゝ出て小藩ゝ

鹿ハ右大将の清盛をうら
ようしてうり今ハ初めざる事
り商将軍ハ初年ハ平家付
執権と成りて尼君の兄弟さ
る事異国ハ頼朝ハ平家
人間のうらひとり世ハ源氏
一門権威すつのるうのまてぶ将
軍家ハ少年ハ平家ハ

尼君の弟ハ
威強く秋威すり兵
源氏と亡さんとして却て謀叛
とおもうまでハ悪き次第なり
源家の栄とそのもむとより吟
同じくの舟のうへ立ぬるみれ
ハ平家ハ忠義をうんが
悪く問義と思ハ心

あらぬ事ども同志の輩乃
為一命と号し謀叛と称するこ
と遁れがたしとは申しながら親王の
ざうしきの一云名り行るよ
ふ事ども尊氏の弟よりの
抑小弟義詮つゝしき事今
更の御ゝあるべき右大将殿世
の御り時政所置るべしとも感と

ふるふ事絶て形部の時り
尊りゝ海貝と成るとゝのゝよ
り自然と感つのゝ一門繁昌
の時と渇ゝ絶ゝ逆心のゝるぶ
て滅ゝ事と害せんとせる輩人
皆ゝ思ゝ知ゝ所ゝ為ゝ危
君の中ゝ申ゝて時政一命つ
りゝゝ小弟ゝ源居せゝ事

附り牧権職と令じ給ふ事
何忠義をおもふ心なくば如何とて
して一命を捨てべき所を義
なく悦んで職を辞するこれ実に
忠義なるまの況所政
の所今より感ハ信せりけ
つ沙汰の法令改造
でよ礼をなり所を義て馬と
いとも消ゆるが権威を
もり見ん今見もと論せんて
道心の色弱きると清き義所
揚強く將軍と決りより
なばとしいとなるもの
も敬対なべうて漢朝と履
一筆ぬく義時將軍の出道と
離るるなるし今揚元の事

らざる中講也ぞ
ぶと中ばかれて金吾の者ども
はせ参じ申して評定区区にて
親鸞まさしく私なる
らむ天下の魔と除んと欲
する支度神妙なる
結ぶの古目と撰ぶ流の徒
まさんじて拙僧と記絵とる
んと中合一ニ古目の金吾と
ぶら皆々出所へ帰りける
流徒輩了ぬ
安金法師宮使の事
去程に泉小次郎親平法師と
うり小弟弟と倒れんと同元の
紫に拙僧とるさんと建暦二

八月十日流行神の社よ
り金子して賜へ給と思ひ心
もとなる流神より拾ひ取て血判を
以て家流ともかゝり却て金人なり
時り上同年三月実綱を迎て
逆心を謀せんとて拾り拾ひ取
ものといへども面目の有まして將
軍八藤金まもまつ此時是

を当渡をもとりつゝみ小藤家とう
んとせざる其時將軍へ後播
ものとして清家人を遣はして討
む自ら出ざる忠義を云ふと
なり浮雲を請て死せん事は
あまき清家のり事 名誉を
ゆゞぶをもいつくめをもてされを
ちりて事りなる義名自ゞ

時分自然と加ぶる間の事
此事を評定しかのひとゝ中る時
分親王がいとく皇子の左兵
衛督と第三の姫君とをもふる
り内〻将軍清
四郎彼とあり人知ざ
る方〻新しかり宮まさく
清姫男のまゝしくる右大将殿

御子の第三君出家時生御して公
儀と皇子此人〻御暇をもれば将
軍よ清りのふしも順逆をり皇
んや金吾君思ふくして小弟ぶ
中とりは配せ下まもの第〻人の
知る所なり去る清〻此君と
左大将とせば君と第三の姫
時分将軍と軍ふ也ぶ将軍

ともみ沖りまじもは居と為す
上野なるべし誰うの富の心を
彼を負ひ彼をばもよろこる人
あじじとおもみの書とひ兼
る居せば記そりは此の神と言げま
いでも中負ひは人幼かりしこども
音種して人不揃うもの
も悦んで浦ひのふ負ひ名く

加ひと中りまじ論士二回は鎧
そんで解まし物のる論はまも
るまと大将みりまやらそらの
ひと中りる彼りよ岩尾治所が
いとく大将の笑を軍りんりと
まくが舟よ元りて大笑みりさ
い藻会の中に中部人を清らひ波
地の根を初じんはまが外

國のしもべ百人より鎌倉殿
武士ども人を味方とするが大事
なりと申さばいかに親平時
くも申されしものの弟を
得ようとは思ひ寄るべき今
日は神前にて實と弱き我が
心底を知るべし只今も
申しべく若武者を大將とする

時は將軍
八幡若宮諸士上
が宮へ獲りに出
る為に大將は加
藤景廉の諸士と味方
彼の家とともに
小笠原次郎の弟
打向ふの仰り
將軍と仕へ

波清子なり小弟一郎の妻
なるに小姫人おとなる味方となる涙
なく堂の中にあんぜんとなく
將軍と藤金吾とみ奉へなぶる獨
といふものなる所へ雲の方に
波清子といふ一旦消へて向
中まに向ての心なるとして
武士に対を揃まもるとも思ふふ

なるに小姫知らるまでまるり給
まで支度ままでなみ沖りおもん事
いなるなる給ふ者に対藤金の
武士小姫漏ひる事なるなる清
ひんとせまで急まもあるべし又
小姫ふ自らる藤忠をもる
者ども一意の家ハ藤ふ長
郎なく給ひと合んで獨ひとなる

身ハ物又ハ西郎人ハ力ヲ尽シ
ヒとゝ将軍中内ゝの云とあり
安ゝハ如紙ハ将軍御ハ一ハ
しき心恵の人ゝ〻ハ海へ紙
しと指の紙ハ多ハとゝ見
と清ゝ付ゝ名ゝ一波ハ
更まれおもひ云ゝまで約束
ゝ知ゝ心弱ゝ帰国とゝ

ら諫会の論ゝと清ふ身ま
ゝり後場中出ゝて茅ゝれば百
米果ゝまゝ也の宜賀ゝとゝ
ゝる身ゝ乃云面ゝの物ゝ
思ゝ行ゝば不速ゝ中のゝへゝ
ゝゝまゝ沒ゝ沈ふ身ゝ
中にゝ云ゝ知ゝ承知ゝて
ゝり青原中ハ為廣親ゝ

いにしへの何一つ道理和歌せり
相撲人乃武士とうるゆゑ人より
思ひとりてもいかゝと寄せまじ
紙屋別れ申すべきとうるゝ行
事きと人忠義厚き矢倉のもぐ
まて人ばかりもとゝ人の
心と探り寄せばかりさらも
人と好きでれしもいまぐさを寄せ

ばかりの人なきようの猥りかも
さらもざるうりと云へば為廣
事もたゝ好ゝ寄せも
寄せりきと人物ゝべきものもと
事がはよりかいでるれども味
合体の詠定なるみ思事中さ
めさ筆よばかり源若は石と事へ
ものば心見せりきとさらの

とりはしを紙ぶのいとくそのもの行人をもせよ一味の門より
そらゆきさるうへ〻辛苦の業ハ
あるまじ山没る苦の二府いと浅
一命と投打の人なるゆゑ勤るす
独りとゞ打招の人なるとぶつまくま
ひきのひ為度が回く和人なる
で茶うゆるり初がより出敷

して敷山より出る勤学
矣舌掃まし力己三人よ對して
有と去るより古掃を掃り掃
金とも他洞して出家人の中よ
も初る人多て奢ひしそれぐ
元よ帰道せり心蔵よおゐて
同性乃兄弟由へ茶よ習る事
を藤金の安番国とそよくそ

んじ給ふものなれば御意の
後と称ぜらるゝ事なれども
坊ねの安念と申者へとゝ
りうまとび親鸞大きみ恨び給不
のゆきさるをくるまとび御を鞍
ゆ御車後をとゞめ給へば
訴ゆきまき絢をとゞ給くの
列座りて法と哭をと愁と

中ゆしば為廣ゆ右衛門
中郎業と生て安念と招くゆ安
念河法ゆ中と中郎業ゆ誘れ
乗り座ゆつゆてゆしば親ゆ
一緒して祇ゆて定めて為廣ゆ
内ゆあん今日南往ゆ命ゆ
法門武の一道をもりて天
下の為ゆ池を深んと欲絢

をとるをもつて御
力のうちにて大事
一命を捨る心底
第を軽まんと
まのあたりにて
見るうち第
はゝ後句じゝの命合
方の新色あるよりて大事

八幡宮第泉の御
悔るんで一命をとりむべく第を
見るもとる八幡宮
ありても命じゝ
していまゝ中
更合りてを云無
訪分明り矢
と親宗則ち討第の

中略十遠さとうらふの後の
義を聞くに安金悦び甚だ
お意の没なりさいなり藤金六
知る人なるなし心底を探り
味方なりまきはかりを
業ものふ自ら沈て一義をも
なるべを承知もつべ親事大き
ふ悦び則安金なるを約の事を
見もうを名判を者へさを所
まを打立のひとりうる通
即府より更に藤金へとして
ぎ打立まり

藤金見年壱巻終